

くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2020年1月 第196号

発行：くらしの相談センター
 〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823
 E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP)http://kurasino-soudan.jimdo.com/

読者のひろば

手芸



賀正

「干支の鼠」 中島町
 木村貞江さんの作品

生活保護受給者は 相続放棄をできません

金融機関に行く、相続人が知的障害者で生活保護受給者の場合の相続手続きは相当複雑で

あること、生活保護も打ち切られることを聞いて絶望し、いっそう相続放棄してしまおうかと途方に暮れて相談センターに見えました。

所長は、Zさんに分かり易くこう説明しました。「生活保護を打ち切られないために相続を放棄するなんて認められません。遺産を取り崩しながら生活して遺産が無くなったらまた生活保護の再受給手続きをします。私とお母さんが任意後見人になっ

相談事例 (その172)

「息子(知的障害者)に遺産相続の話で混乱」「遺産を活用しきったら生活保護受給の道を」

て相続手続きを進めましょう。大丈夫。相続手続きも財産管理も任せてください」。

知的障害者の息子と 任意後見契約を

それでもZさんは「うちの子は公証役場で契約なんて無理」と心配でたまりません。さっそく所長は息子と面談しました。彼の反応を確認し「知的障害者だからと諦めず、お母さんが毎日繰り返し、公証役場に行くことをわかり易く説明してあげてください。きつと理解できますよ」と話しました。

公証役場に行く前日と当日の二回、公証役場での契約を模したりハーサルを相談センターで行いました。そして公証役場での契約は問題なく終わりました。所長は即日金融機関の相続担当者に連絡をし、たった今公証役場で契約を終え、任意後見契約の受任者に自分になったことを伝えました。

今後の相続手続きは所長が息子の代理人となり、司法書士や税理士とも面談する予定です。

シリーズ ご存知ですか

運転中の「ながらスマホ」が厳罰化！ 違反点数が3倍、反則金も高額に・一発免許も！



近年、運転中の「ながらスマホ」による交通事故が増加しています。「ちらっと画面を見るくらいなら大丈夫」と思いかもしれませんが、その一瞬の油断が悲惨な交通事故を招いています。こうした中、道路交通法が改正され、令和元年12月1日から、運転中の「ながらスマホ」に対する罰則が厳しくなりました。運転中にスマホ等を使用しなければならぬと きは、必ず安全な場所に停車してからにしましょう。

このように違反が重大・悪質であれば、1年以下の懲役となることもあります。ながらスマホ(運転)はそれほどに重大な違反なのです。

		改正前	改正後	
交通の危険 (携帯電話使用等により交通の危険を生じさせた場合)	違反点数	2点 (酒気帯び: 14点)	6点 (酒気帯び: 16点)	
	罰則	3月以下の懲役または 5万円以下の罰金	1年以下の懲役または 30万円以下の罰金	
	反則金	小特等	6000円	反則金の対象外 (すべて罰則を適用)
		二輪	7000円	
普通		9000円		
大型	1万2000円			
保持 (携帯電話の使用等)	違反点数	1点 (酒気帯び: 14点)	3点 (酒気帯び: 15点)	
	罰則	5万円以下の罰金	6月以下の懲役または 10万円以下の罰金	
	反則金	小特等	5000円	1万2000円
		二輪	6000円	1万5000円
普通		6000円	1万8000円	
大型		7000円	2万5000円	

スマートフォンやカーナビなどの画面を注視したり、携帯電話で通話をしながらクルマなどを運転すること。

ながらスマホ(運転)が原因で事故を起こすなどの「交通の危険」では、交通反則通告制度、いわゆる青きつぷの適用から除外され、直ちに刑事手続きの対象となる赤きつぷとなりました。

罰則はこれまでの3か月以下の懲役または5万円以下の罰金から1年以下の懲役または30万円以下の罰金に引き上げられました。

ながらスマホ(運転)とは？

新年あけましておめでとーございませう。

お陰様でくらしの相談センターは開設16周年になりました。この町にたくはならない現代のかけこみ寺として、多くの皆様に頼りにされご活用いただき嬉しい悲鳴を上げております。昨年は大師と中原区の2ヶ所と都筑区で相談センターが相次いで開設され、そのお手伝いできたこともうれしお知らせです。さらに安心して長生きできるようにと任意後見の相談も相次ぎ、多くの方の依頼も受けさせていただきました。今年も皆様のお役に立てる相談センターになれるよう頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

運営委員・スタッフ一同、所長宮原春夫

迷ったとき、困ったとき、くらしの相談センターへ（無料です）

12月の相談内容と件数

(11月21日～12月20日に受けたもの)

相談内容	件数	
	当月	1-12月合計
住宅問題	2	39
生活保護	2	23
身障者問題	0	2
就職・仕事	2	19
医療・病院	1	25
市への要求	0	14
多重債務	0	0
架空請求	0	6
税金・年金	0	4
交通事故	1	3
子供問題	0	2
離婚問題	1	5
弁護士等の相談	3	35
不動産問題	0	13
後見・相続	6	66
その他	6	71
合計	24	327
開設からの総合計 (2003年9月)		7241

12月の相談

2019年は、政治、経済そして自然災害と本当に私たち市民が困惑し困窮する事態が続いて起こりました。困った大変だと声を出して言っていきましょう。そして一人で抱え込まないで、まずは身近な人、そして相談センターに気軽に声をかけてください。

2020年が少しでも生き易くなりますように・・・

1月の予定

★無料法律相談日

1月21日(火)
午後18時30分～
予約が必要です。時間が限られていますので要件はまとめて。

★土・日・祝日は休み

中央地域
境町相談所

日本共産党中央地域
後援会事務所

「困ったとき・
迷ったとき」

ご相談ください。

バザー1月11日(土)

10時～

午後 13時～16時

(土・日・祭日除く)

電話 233-5812

所長 片柳すすむ



新婦人川崎南支部・エンゼル班
M・Hさん(藤崎在住)の作品



初出演腹話術のしろたにまもるさんとゴローちゃん、ピリッと安倍政治を切ってくれました

初めてこんなに明るく楽しいパーティーに参加できてとてもよかったです。ザ・のんべーずの歌と演奏で若返り、しろたにまもるさんの腹話術も素晴らしいので故郷に思いをはせることができました。



唄に三味線にと一人二役で頑張っていた原田さん

ができました。100名を超える人たちが集まったことで年配者とは思えないくらい皆さんお元気ですごいです。お料理もケーキもとてもおいしく満足しました。福引も空くじがないとのこと。



お馴染みのザ・のんべーずベースの音も軽やかに

とで私は飲めないお酒が当たったりしてすごかったです。一人暮らしの年配者が多い中で2時間があつという間に過ぎてしまいました。これからの暮らしと活動に張りが出てきました。また来年のパーティーを楽しみにしています。

感想文
○ゴローちゃんの社会風刺も効いて。ユーモアもあり良かった。
○今回は、雰囲気的に若く感じた。
○料理も丁度よく美味しくいただきました。友達を誘ってきます。

天龍本店閉店に
年末パーティーの料理など作っていたので、閉店となった。寂しい限りです。仲見世店と銀座街店は引き続き営業することです。

感想文
○相変わらずザ・のんべーずの歌は楽しく、一緒に歌えて楽しかった。

羽田飛行ルート問題
昨年12月16日付で、福田川崎市長宛に国の「東京航空局長」名で「1970年の通達でコンビナート上空での低空飛行は、禁止されています」が約束を一方的に破り、コンビナート地域の飛行制限を突然廃止しました。許されることではありません。危険の増大、騒音被害、資産価値の低下など住民や民意の無視・コンビナート事業者・労働者無視のやり方に反対をします。
1月18日(土) 14時～15時 JR川崎駅東口にて宣伝を行います。
「羽田上空飛行機飛ばすな」の幟旗の所にお集まりください。
羽田増便による低空飛行に反対する「区民の会」 橋本勝雄

ドライバー募集のお知らせ

「デイサービス」と「診療所シャトル便」のドライバーを募集しています。

詳細は044-280-7402
デイサービスきょうまち(山崎)まで

～天下第一中華～
天龍 中華料理
☆大小宴会も承ります☆
ホームページ <http://www.tenryu.gr.jp/>
川崎区東田町 6-17
tel 044-220-3460

健康保険適用
鍼・灸・訪問マッサージ
◆施術には各種健康保険が使えます。
費用/1割負担の方で、往診料込で1回約400円。身体障害1～2級の方や生活保護の方の治療費はかかりません。詳しくはお電話で。
川崎中央より・きゆう院本院
電話 044(244)1985

困った時は、ご相談ください。
川崎医療生活協同組合
川崎協同病院
☆☆看護師大募集☆☆
川崎区桜本 2-1-5
tel 044-299-4781 fax 044-299-4788
<http://kawasaki-kyodo.hospi.jp>